

# 中土佐町農業委員会 会議事録

## (令和4年度第3回 総会)

1. 開催日時： 令和4年6月30日(木) 午後1時30分 ~ 午後2時30分  
その他を含めると午後2時40分終了

2. 開催場所： 大野見振興局 2階大会議室

3. 出欠委員：

農業委員

役職・番号	名前	出席	欠席
会長	西岡 英男		○
会長職務代理者 1番	政岡 妙	○	
2番	岩本 隼夫		○
3番	下元 和恵	○	
4番	政岡 富生	○	
5番	政岡 直文	○	
6番	山岡 正治	○	
農地利用最適化推進委員 1番	有澤 明男	○	
2番	岩崎 憲二	○	
3番	黒原 美一	○	
4番	下元 勲	○	
5番	田上 敦之	○	
6番	野村 正幸	○	
7番	正岡 裕二	○	
8番	山本 孝志	○	
	合計	13人	2人

4. 議事日程：

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(3件)
- 第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について(1件)
- 第3号議案 非農地証明願について(4件)
- 第4号議案 農用地利用集積計画の作成について(4件)
- 第5号議案 別段の下限面積の設定について
- 第6号議案 賃借料の情報の公表について

- その他1 地区委員からの報告及び提案等
- その他2 事務局からの諸連絡等

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 山崎 正明  
事務局(書記) 小松 舞

6. 議事参与の制限：

該当あり 第3号議案3 山本 孝志委員

- 議長（職務代理） 本日は西岡会長が欠席しております。代理で私が進行させていただきますのでよろしくお願い致します。
- 議長 それでは令和4年度の第3回総会を始めます。慎重にご審議のうえ適正なご決定を頂きたいと思います。
- 議長 出席委員は15名中13名で総会は成立しております。議事録署名人ですが私の方から指名させて頂くことにご異議、御座いませんか。
- 『異議無し』
- 議長 異議なしということですので指名をさせていただきます。3番、下元和恵委員さん。4番、政岡 富生委員さん。よろしくお願い致します。
- 議長 第1号議案1「農地法第3条の規定による許可申請」についてです。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 【議案書の朗読及び説明】  
許可判断については、意見書のとおりで、許可要件を満たしていると考えます。以上です。
- 議長 説明が終わりました。現地確認の下元 和恵委員さん、何かありましたらお願い致します。
- 下元 和恵委員 はい、申請地はきちんと管理されており、問題はないと思います。
- 議長 これより質疑に入りたいと思います。質疑は御座いませんか。ただちに小休とします。
- 【小休中】
- 議長 正場に戻します。質疑は御座いませんか。
- 【発言無し】
- 議長 質疑が無いようですので、質疑を終了して採決に移りたいと思います。
- 議長 採決を致します。第1号議案1、「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することにご異議は御座いませんか。
- 『異議無し』
- 議長 異議なしということなので、第1号議案1は許可されました。
- 議長 続きまして第1号議案2「農地法第3条の規定による許可申請」についてです。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 【議案書の朗読及び説明】  
許可判断については、意見書のとおりで、許可要件を満たしていると考えます。以上です。
- 議長 説明が終わりました。現地確認の山岡 正治委員さん、何かありましたらお願い致します。

- 山岡 正治委員 はい、申請地はきちんと管理されており、いつでも耕作できるような状態です。  
これから耕作されるのであれば、特に問題ないと思います。
- 議長 これより質疑に入りたいと思います。質疑は御座いませんか。  
ただちに小休とします。
- 【小休中】
- 議長 正場に戻します。質疑は御座いませんか。
- 【発言無し】
- 議長 質疑が無いようですので、質疑を終了して採決に移りたいと思います。
- 議長 採決を致します。第1号議案2、「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することにご異議は御座いませんか。
- 『異議無し』
- 議長 異議なしということなので、第1号議案2は許可されました。
- 議長 続きまして第1号議案3「農地法第3条の規定による許可申請」についてです。  
事務局より説明をお願いします。
- 事務局 【議案書の朗読及び説明】  
許可判断については、意見書のとおりで、許可要件を満たしていると考えます。以上です。
- 議長 説明が終わりました。現地確認の山岡 正治委員さん、何かありましたらお願い致します。
- 山岡 正治委員 はい、申請地はきちんと管理されており、特に問題ないと思います。
- 議長 これより質疑に入りたいと思います。質疑は御座いませんか。  
ただちに小休とします。
- 【小休中】
- 議長 正場に戻します。質疑は御座いませんか。
- 【発言無し】
- 議長 質疑が無いようですので、質疑を終了して採決に移りたいと思います。
- 議長 採決を致します。第1号議案3、「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することにご異議は御座いませんか。
- 『異議無し』
- 議長 異議なしということなので、第1号議案3は許可されました。
- 議長 続きまして第2号議案 「農地法第4条第1項の規定による許可申請」についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

- 事務局 【議案書の朗読及び説明】  
許可判断については、調査書のとおりで、許可要件を満たしている  
と考えます。以上です。
- 議長 説明が終わりました。現地確認の岩崎 憲二委員さん、何かありま  
したらお願い致します。
- 岩崎 憲二委員 現地は広いですが、耕作条件の良い農地ではなく、特に問題ないと思  
います。
- 議長 これより質疑に入りたいと思います。質疑は御座いませんか。
- 議長 質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。
- 【発言無し】
- 議長 採決を致します。第2号議案「農地法第4条第1項の規定による許  
可申請」について、許可することにご異議は御座いませんか。
- 『異議無し』
- 議長 異議なしということなので、第2号議案は許可されました。
- 議長 続きまして第3号議案1 「非農地証明願」についてを議題といた  
します。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 【議案書の朗読及び説明】  
許可判断については、調査書のとおりで、許可要件を満たしている  
と考えます。以上です。
- 議長 説明が終わりました。現地確認の岩本 隼夫委員さんがお休みのた  
め、何かありましたら事務局から説明をお願い致します。
- 事務局 現地は写真のとおり宅地になっており、耕作できる状況ではないの  
で地目の適正化が妥当だと思います。
- 議長 これより質疑に入りたいと思います。質疑は御座いませんか。
- 【発言無し】
- 議長 質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。
- 議長 採決を致します。第3号議案1「非農地証明願」について、許可す  
ることにご異議は御座いませんか。
- 『異議無し』
- 議長 異議なしということなので、第3号議案1は許可されました。
- 議長 続きまして第3号議案2 「非農地証明願」についてを議題といた  
します。  
事務局より説明をお願いします。
- 事務局 【議案書の朗読及び説明】  
許可判断については、調査書のとおりで、許可要件を満たしている  
と考えます。以上です。

この農地は以前、5条で申請が出ておりましたが取り下げの申し出があり、改めて非農地証明願が出てきました。

議長 説明が終わりました。現地確認の黒原 美一委員さん、何かありましたらお願い致します。

黒原 美一委員 現地は長年耕作されておらず、今後も耕作できる状況ではないので地目の適正化が妥当だと思います。

議長 これより質疑に入りたいと思います。質疑は御座いませんか。

【発言無し】

議長 質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。

議長 採決を致します。第3号議案2「非農地証明願」について、許可することにご異議は御座いませんか。

『異議無し』

議長 異議なしということなので、第3号議案2は許可されました。

議長 続きまして第3号議案3 「非農地証明願」ですが、中土佐町農業委員会会議規則第11条の規定により、山本 孝志委員は議事に参与することができませんので、申し訳ありませんが、この案件の間、退席して別室にて待機してください。

【山本 孝志委員退席】

事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書の朗読及び説明】  
許可判断については、調査書のとおりで、許可要件を満たしていると考えます。以上です。  
この農地も先ほどと同じく以前、5条で申請が出ておりましたが取り下げの申し出があり、改めて非農地証明願が出てきました。

議長 説明が終わりました。現地確認の黒原 美一委員さん、何かありましたらお願い致します。

黒原 美一委員 はい、この農地も長い間耕作されておらず、地目の適正化が妥当だと思います。

議長 これより質疑に入りたいと思います。質疑は御座いませんか。

【発言無し】

議長 質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。

議長 採決を致します。第3号議案3「非農地証明願」について、許可することにご異議は御座いませんか。

『異議無し』

議長 異議なしということなので、第3号議案3は許可されました。

それでは、山本 孝志委員さんをお呼びください。

【山本 孝志委員着席】

山本 孝志委員に申し上げます。全員一致で承認されました。

議長 続きますして第3号議案4 「非農地証明願」についてを議題といたします。  
事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書の朗読及び説明】  
許可判断については、調査書のとおりで、許可要件を満たしている  
と考えます。以上です。  
この農地も取り下げの申し出があった農地です。

議長 説明が終わりました。現地確認の黒原 美一委員さん、何かありましたらお願い致します。

黒原 美一委員 はい、この現地も長年耕作されておらず、今後も耕作できる状況ではないので地目の適正化が妥当だと思います。

議長 これより質疑に入りたいと思います。質疑は御座いませんか。

【発言無し】

議長 質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。

議長 採決を致します。第3号議案4「非農地証明願」について、許可することにご異議は御座いませんか。

『異議無し』

議長 異議なしということなので、第3号議案4は許可されました。

議長 続きますして第4号議案の1から4「農用地利用集積計画の作成」については関連がありますので、まとめて審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書の朗読及び説明】  
許可判断については、調査書のとおりで、許可要件を満たしている  
以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認の下元 勲委員さん、何かありましたらお願い致します。

下元 勲委員 借受人は以前から耕作されている方なので、問題はないと思います。

議長 これより質疑を始めます。質疑御座いませんか。  
ただちに小休とします。

【小休中】

議長 正場に戻します。質疑は御座いませんか。

【発言無し】

議長 質疑が無いようですので、質疑を終了して採決に移りたいと思います。

議長 採決を致します。第4号議案の1から4「農用地利用集積計画の作成」について、許可することにご異議は御座いませんか。

- 『異議無し』
- 議長 異議なしということなので、第4号議案の1から4は許可されました。
- 議長 続きますして第5号議案、「別段の下限面積の設定」についてを議題と致します。  
事務局より説明をお願いします。
- 事務局 【議案書の朗読及び説明】  
この内容で告示してよろしいか採決をお願いします。
- 議長 これより質疑を始めます。質疑御座いませんか。
- 【発言無し】
- 議長 質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。
- 議長 採決を致します。第5号議案、「下限面積の設定」について、下記の内容で告示してよいか決定を致しますが、よろしいでしょうか。
- 『異議無し』
- 議長 異議なしということですので、第5号議案は決定されました。
- 議長 続きますして第6号議案、「賃借料の情報の公表」についてを議題と致します。  
事務局より説明をお願いします。
- 事務局 【議案書の朗読及び説明】  
この内容で公表してよいか、決定をお願い致します。  
以上です。
- 議長 これより質疑を始めます。質疑御座いませんか。
- 【発言無し】
- 議長 質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。
- 議長 採決を致します。第6号議案、「賃借料の情報の公表」について、この表のとおり公開するということで決定してよろしいでしょうか。
- 『異議無し』
- 議長 異議なしということですので、第6号議案は決定されました。
- 議長 以上をもちまして、令和4年度第3回総会を閉会致します。引き続きその他の案件に移ります。

署名委員	
署名欄	

その他 1

地区委員からの報告及び提案等

航空写真について

その他 2

事務局からの諸連絡等

来月の総会日程の確認

## 農地法第3条許可申請 調査書

## 1. 個人情報

	項目	住所	名前
貸付人・譲渡人	譲渡人		
借受人・譲受人	譲受人		

## 2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会	議案番号	調査日
令和4年度第3回 総会	第 1-1 号	令和4年5月18日
総評	農地法第3条第2項における要件に該当しており、許可基準を満たしていると判断できる。	
特記事項		

## 3. 法外審査

項目	調査結果	備考
中山間直接支払い事業の協定地であるか	該当する	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	
3年3作方針の未達成	該当しない	
移動先が町外農家の場合、他市町村の農地の状況は確認できているか。	該当しない	

## 4. 農地法第3条第2項における不許可要件の確認

項目	調査結果	判断理由
①全部効率要件 (2項1号)	該当しない	経営規模に対して保有機械、従事日数、農作業に従事する家族等の状況より、効率的利用ができるものと考えられる。
②農地所有適格法人以外の法人 (2項2号)	該当しない	個人のため、適用無し
③信託 (2項3号)	該当しない	信託ではないので、適用無し。
④農作業常時従事 (2項4号)	該当しない	今後、耕作する者は336日農作業をする計画があり、今後、従事すると見込まれる。耕作内容より妥当である。
⑤下限面積 (2項5号)	該当しない	権利移動後の耕作面積は11,115㎡であり、1,000㎡を超える。
⑥転貸禁止 (2項6号)	該当しない	転貸にはあたらない。
⑦地域調和 (2項7号)	該当しない	下記には該当していないことが認められる。 ・農地の面的利用の分断 ・他の農業者の水利の阻害 ・地域の営農体系の阻害 ・共同防除等の支障 ・極端な借賃による借賃市場の暴騰

担当委員： 下元 和恵委員

作成： 事務局 小松 舞

## 農地法第3条許可申請 調査書

## 1. 個人情報

	項目	住所	名前
貸付人・譲渡人	譲渡人		
借受人・譲受人	譲受人		

## 2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会	議案番号	調査日
令和4年度第3回 総会	第 1-2 号	令和4年6月16日
総評	農地法第3条第2項における要件に該当しており、許可基準を満たしていると判断できる。	
特記事項		

## 3. 法外審査

項目	調査結果	備考
中山間直接支払い事業の協定地であるか	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	
3年3作方針の未達成	該当しない	
移動先が町外農家の場合、他市町村の農地の状況は確認できているか。	該当しない	

## 4. 農地法第3条第2項における不許可要件の確認

項目	調査結果	判断理由
①全部効率要件 (2項1号)	該当しない	経営規模に対して保有機械、従事日数、農作業に従事する家族等の状況より、効率的利用ができるものと考えられる。
②農地所有適格法人以外の法人 (2項2号)	該当しない	個人のため、適用無し
③信託 (2項3号)	該当しない	信託ではないので、適用無し。
④農作業常時従事 (2項4号)	該当しない	今後、耕作する者は85日農作業をする計画があり、今後、従事すると見込まれる。耕作内容より妥当である。
⑤下限面積 (2項5号)	該当しない	権利移動後の耕作面積は2,732㎡であり、1,000㎡を超える。
⑥転貸禁止 (2項6号)	該当しない	転貸にはあたらない。
⑦地域調和 (2項7号)	該当しない	下記には該当していないことが認められる。 ・農地の面的利用の分断 ・他の農業者の水利の阻害 ・地域の営農体系の阻害 ・共同防除等の支障 ・極端な借賃による借賃市場の暴騰

担当委員： 山岡 正治委員

作成： 事務局 小松 舞

## 農地法第3条許可申請 調査書

## 1. 個人情報

	項目	住所	名前
貸付人・譲渡人	譲渡人		
借受人・譲受人	譲受人		

## 2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会	議案番号	調査日
令和4年度第3回 総会	第 1-3 号	令和4年6月16日
総評	農地法第3条第2項における要件に該当しており、許可基準を満たしていると判断できる。	
特記事項		

## 3. 法外審査

項目	調査結果	備考
中山間直接支払い事業の協定地であるか	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	
3年3作方針の未達成	該当しない	
移動先が町外農家の場合、他市町村の農地の状況は確認できているか。	該当しない	

## 4. 農地法第3条第2項における不許可要件の確認

項目	調査結果	判断理由
①全部効率要件 (2項1号)	該当しない	経営規模に対して保有機械、従事日数、農作業に従事する家族等の状況より、効率的利用ができるものと考えられる。
②農地所有適格法人以外の法人 (2項2号)	該当しない	個人のため、適用無し
③信託 (2項3号)	該当しない	信託ではないので、適用無し。
④農作業常時従事 (2項4号)	該当しない	今後、耕作する者は85日農作業をする計画があり、今後、従事すると見込まれる。耕作内容より妥当である。
⑤下限面積 (2項5号)	該当しない	権利移動後の耕作面積は1,924㎡であり、1,000㎡を超える。
⑥転貸禁止 (2項6号)	該当しない	転貸にはあたらない。
⑦地域調和 (2項7号)	該当しない	下記には該当していないことが認められる。 <ul style="list-style-type: none"><li>農地の面的利用の分断</li><li>他の農業者の水利の阻害</li><li>地域の営農体系の阻害</li><li>共同防除等の支障</li><li>極端な借賃による借賃市場の暴騰</li></ul>

担当委員： 山岡 正治委員

作成： 事務局 小松 舞

農地法第 4 条第1項の規定による許可申請書に係る意見書

令和 4年 6月 30日

中土佐町 農業委員会会長 西岡 英男

申請に係る事項	申請者の住所等	譲渡人 (申請者)	(氏名)		外 名						
		譲受人 ( )	(氏名)								
	申請に係る土地	所在地番	高知県高岡郡中土佐町								
		地目別面積	田	m <sup>2</sup>	畑	1515m <sup>2</sup> のうち25 m <sup>2</sup>	採草放牧地	m <sup>2</sup>	その他	m <sup>2</sup>	
10a当り平均収穫高		田	kg	畑	— kg	採草放牧地	kg	その他			
	申請に係る土地の所在する区域	市街化区域 ・ 市街化調整区域 ・ <b>その他の区域</b>									
事業計画	用途(住宅用地・工場用地等具体的に記載すること)	墓地(設置)									
	工事計画	着工 許可日 から 完了 永久									
農地転用に関する許可基準からみた意見	農地の区分		第2種農地								
	許可基準に定める農地の区分の該当事項		運用通知第2の1のオの(ア)								
	該当事項とした判断理由(申請に係る農地の営農条件及び周辺の市街地化の状況を記載すること)		申請地は、山に囲まれた集落に接続する農地で、営農条件は悪い。申請者が所有する農地で、転用目的を達成するための代替の農地はない。また、生産力の低い農地と認められ、転用を実施することによる営農条件への影響はきわめて低い。								
	転用候補地内の農地の区分別面積およびその割合		甲種農地	第1種農地	その他	計					
			面積			25.00 m <sup>2</sup>	25.00 m <sup>2</sup>				
			割合			100%	100%				
	検討事項		意見		意見決定の理由						
	1 農地の区分と転用目的		適 当	不 適 当	公共投資がされていない生産性の低い農地と認められる						
	2 資力及び信用		適 当	不 適 当	事業計画に対して、問題は認められない。						
	3 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無		あ り	な し	計画は具体的である。 不確実の指導を受けていない。						
	4 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性		確 実	不 確 実	事業内容に対して、妥当といえる。						
5 行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み		確 実	不 確 実	転用目的と申請地の状態により、支障なしと認められる。							
6 農地以外の土地の利用見込み		確 実	不 確 実	墓地の経営許可は申請中							
7 計画面積の妥当性		適 当	不 適 当								
8 宅地の造成のみを目的とする場合には、その妥当性		適 当	不 適 当								
9 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無		な し	あ り								
10 一時転用である場合には、その妥当性		適 当	不 適 当								
11 法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		終 了	未 了								
特定土地改良事業等関係	事業の種類	事業実施者	施行面積	申請地に関する面積	施行時期	申請地に関する土地改良財産					
	該当なし										
申請に係る土地と都市計画との関係	都市計画区域決定の有無	計画区域内 ・ <b>計画区域外</b>		(告示 昭和 50年 2月 28日)							
	都市計画法第8条の地域地区の決定	地域地区の種類		決定なし							
申請に係る土地と農業振興地域整備計画との関係	農業振興地域決定の有無	<b>振興地域内</b> ・ 振興地域外		(告示 昭和 46年 3月 31日)							
	農用地区域決定の有無	農用地区域内 ・ <b>農用地区域外</b>		(決定 平成 24年 4月 25日)							
総合意見	立地基準及び一般的基準を満たしており、許可相当と考えられる。 転用を実施することによる周辺農地の営農条件への影響はきわめて低い。										
許可が相当と認められる場合に付すべき条件	特になし										
都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の有無			有 ・ <b>無</b>								
意見の概要											

都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の有無	有 ・ <b>無</b>
意見の概要	

# 非農地証明願い 調査書

## 1. 個人情報

	住所	名前
申請者		

## 2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会	議案番号	調査日
令和4年度第3回 総会	第 3-1 号	令和4年6月17日
総評	高知県農地法関係事務処理要領第12の2(1)に該当するため、証明できると判断できる。	
特記事項	特になし	

## 3. 法外審査

項目	調査結果	備考
中山間直接支払い事業の協定地であるか	該当しない	
農業振興地域の農用地であるか。	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	

## 4. 高知県農地法関係事務処理要領第12の2(1)における証明の対象の確認

項目	調査結果	判断理由
ア 農地法が施行された日（昭和27年10月21日）よりも前から非農地であった土地	左記項目の <b>Ⅱ</b> に該当する	現地は、昔より宅地として使用されており、証明対象と判断できる。
イ 自然災害による災害地等で農地への復旧ができないと認められる土地		
ウ 昭和27年10月21日以降農地であった土地で、耕作不適耕作不便などやむを得ない事情によって10年以上耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧ができないと認められる土地		
エ 昭和27年10月21日以降、人為的に転用した土地で、転用事実行為から既に20年以上経過しており、その開発行為及び建築行為などにつき、他法令の許認可を受けているか又は、受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地		
オ 規則第29条第1号に該当する農業用施設等に転用された土地		
カ その他農地転用許可を要しない事案等で転用行為が完了している土地		

担当委員：	岩本 隼夫委員
作成：	事務局 小松 舞

# 非農地証明願い 調査書

## 1. 個人情報

	住所	名前
申請者		

## 2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会	議案番号	調査日
令和4年度第3回 総会	第 3-2 号	令和4年6月24日
総評	高知県農地法関係事務処理要領第12の2(1)に該当するため、証明できると判断できる。	
特記事項	特になし	

## 3. 法外審査

項目	調査結果	備考
中山間直接支払い事業の協定地であるか	該当しない	
農業振興地域の農用地であるか。	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	

## 4. 高知県農地法関係事務処理要領第12の2(1)における証明の対象の確認

項目	調査結果	判断理由
ア 農地法が施行された日（昭和27年10月21日）よりも前から非農地であった土地	左記項目の  ウ  に該当する	現地は、昔より雑種地として使用されており、証明対象と判断できる。
イ 自然災害による災害地等で農地への復旧ができないと認められる土地		
ウ 昭和27年10月21日以降農地であった土地で、耕作不適耕作不便などやむを得ない事情によって10年以上耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧ができないと認められる土地		
エ 昭和27年10月21日以降、人為的に転用した土地で、転用事実行為から既に20年以上経過しており、その開発行為及び建築行為などにつき、他法令の許認可を受けているか又は、受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地		
オ 規則第29条第1号に該当する農業用施設等に転用された土地		
カ その他農地転用許可を要しない事案等で転用行為が完了している土地		

担当委員：	黒原 美一委員
作成：	事務局 小松 舞

# 非農地証明願い 調査書

## 1. 個人情報

	住所	名前
申請者		

## 2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会	議案番号	調査日
令和4年度第3回 総会	第 3-3 号	令和4年6月24日
総評	高知県農地法関係事務処理要領第12の2(1)に該当するため、証明できると判断できる。	
特記事項	特になし	

## 3. 法外審査

項目	調査結果	備考
中山間直接支払い事業の協定地であるか	該当しない	
農業振興地域の農用地であるか。	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当する	適切に年金手続きを進めている。

## 4. 高知県農地法関係事務処理要領第12の2(1)における証明の対象の確認

項目	調査結果	判断理由
ア 農地法が施行された日(昭和27年10月21日)よりも前から非農地であった土地	左記項目の  ウ  に該当する	現地は、昔より雑種地として使用されており、証明対象と判断できる。
イ 自然災害による災害地等で農地への復旧ができないと認められる土地		
ウ 昭和27年10月21日以降農地であった土地で、耕作不適耕作不便などやむを得ない事情によって10年以上耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧ができないと認められる土地		
エ 昭和27年10月21日以降、人為的に転用した土地で、転用事実行為から既に20年以上経過しており、その開発行為及び建築行為などにつき、他法令の許認可を受けているか又は、受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地		
オ 規則第29条第1号に該当する農業用施設等に転用された土地		
カ その他農地転用許可を要しない事案等で転用行為が完了している土地		

担当委員:	黒原 美一委員
作成:	事務局 小松 舞

# 非農地証明願い 調査書

## 1. 個人情報

	住所	名前
申請者		

## 2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会	議案番号	調査日
令和4年度第3回 総会	第 3-4 号	令和4年6月24日
総評	高知県農地法関係事務処理要領第12の2(1)に該当するため、証明できると判断できる。	
特記事項	特になし	

## 3. 法外審査

項目	調査結果	備考
中山間直接支払い事業の協定地であるか	該当しない	
農業振興地域の農用地であるか。	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	

## 4. 高知県農地法関係事務処理要領第12の2(1)における証明の対象の確認

項目	調査結果	判断理由
ア 農地法が施行された日（昭和27年10月21日）よりも前から非農地であった土地	左記項目の  ウ  に該当する	現地は、昔より雑種地として使用されており、証明対象と判断できる。
イ 自然災害による災害地等で農地への復旧ができないと認められる土地		
ウ 昭和27年10月21日以降農地であった土地で、耕作不適耕作不便などやむを得ない事情によって10年以上耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧ができないと認められる土地		
エ 昭和27年10月21日以降、人為的に転用した土地で、転用事実行為から既に20年以上経過しており、その開発行為及び建築行為などにつき、他法令の許認可を受けているか又は、受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地		
オ 規則第29条第1号に該当する農業用施設等に転用された土地		
カ その他農地転用許可を要しない事案等で転用行為が完了している土地		

担当委員：	黒原 美一委員
作成：	事務局 小松 舞

# 農用地利用集積計画 調査書

## 1. 個人情報

	項目	住所	名前
貸し手	貸付人		
借り手	借受人		

## 2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会		議案番号	調査日
令和4年度第3回 総会		第 4-1 号	令和4年6月17日
総評	農業経営基盤強化促進法第18条第3項における要件に該当しており、許可基準を満たしていると判断できる。		
特記事項			

## 3. 法外審査

項目	調査結果	備考
中山間直接支払い事業の協定地であるか	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	

## 4. 農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号における許可要件の確認

項目	調査結果	判断理由
基本構想 第4の(1) 利用権の 設定等を 受ける者 の(受け た後にお いて)備 えるべき 要件	①効率的に利用 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の すべてを効率的に利用して耕作又は養畜 の事業を行うと認められるか。	該当する 保有機械、従事日数、農作業に従事す る家族等の状況より、効率的利用がで きるものと考えられる。
	②農作業に60日以上従事 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に6 0日以上、従事すると認められるか。 (認められない場合は、解除条 件を付けられる)	該当する 300日とされており、適正である。
	③自立意欲と能力 農業によって自立しようとする意欲と能 力を有すると認められるか。	該当する 農業専従者として自立の意欲と能力が 認められる。
	④農業従事年齢 農業経営に主たる農業従事者に青壮年 (16～60歳)の者がいるか。	該当する 借り手は、51歳であり、適正である
	⑤地域の役割分担、継続的かつ 安定的な農業経営 地域の農業における他の農業者との適切 な役割分担の下に継続的かつ安定的に農 業経営を行うと見込まれること。 (解除条件付きの場合、特に注 意して確認)	該当する 共同利用施設等、地域における役割分 担を担う計画があり、権利取得によ り、地域への農業の影響も考慮され、 安定的な農業経営が込まれると考えら れる。
基本構想 第4の (2)利用 権の設定 等の内容	①存続期間 3年(農業者年金等は10年)ただし、 栽培を予定する作目により、3年と異な る存続期間でも良い。	該当する 4年6ヶ月とされており、適正と認め られる。
	②借賃の算定基準 農地法第52条の賃借料情報等を考慮 し、当該農地の生産条件等を勘案して算 定されているか。物納の場合も同様。	該当する 問題なし。
	③借賃の支払方法	該当する 支払いが計画され、適正である。

担当委員：	下元 勲委員
作成：	事務局 小松 舞

# 農用地利用集積計画 調査書

## 1. 個人情報

	項目	住所	名前
貸し手	貸付人		
借り手	借受人		

## 2. 農業委員会に対する上程の内容

	上程する総会	議案番号	調査日
	令和4年度第3回 総会	第 4-2 号	令和4年6月17日
総評	農業経営基盤強化促進法第18条第3項における要件に該当しており、許可基準を満たしていると判断できる。		
特記事項			

## 3. 法外審査

項目	調査結果	備考
中山間直接支払い事業の協定地であるか	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	

## 4. 農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号における許可要件の確認

項目	調査結果	判断理由
基本構想 第4の(1) 利用権の 設定等を 受ける者 の(受け た後にお いて)備 えるべき 要件	①効率的に利用 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の すべてを効率的に利用して耕作又は養畜 の事業を行うと認められるか。	該当する 保有機械、従事日数、農作業に従事す る家族等の状況より、効率的利用がで きるものと考えられる。
	②農作業に60日以上従事 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に6 0日以上、従事すると認められるか。 (認められない場合は、解除条 件を付けられる)	該当する 300日とされており、適正である。
	③自立意欲と能力 農業によって自立しようとする意欲と能 力を有すると認められるか。	該当する 農業専従者として自立の意欲と能力が 認められる。
	④農業従事年齢 農業経営に主たる農業従事者に青壮年 (16～60歳)の者がいるか。	該当する 借り手は、51歳であり、適正である
	⑤地域の役割分担、継続的かつ 安定的な農業経営 地域の農業における他の農業者との適切 な役割分担の下に継続的かつ安定的に農 業経営を行うと見込まれること。 (解除条件付きの場合、特に注 意して確認)	該当する 共同利用施設等、地域における役割分 担を担う計画があり、権利取得によ り、地域への農業の影響も考慮され、 安定的な農業経営が込まれると考えら れる。
基本構想 第4の (2)利用 権の設定 等の内容	①存続期間 3年(農業者年金等は10年)ただし、 栽培を予定する作目により、3年と異な る存続期間でも良い。	該当する 3年6ヶ月とされており、適正と認め られる。
	②借賃の算定基準 農地法第52条の賃借料情報等を考慮 し、当該農地の生産条件等を勘案して算 定されているか。物納の場合も同様。	該当する 問題なし。
	③借賃の支払方法	該当する 支払いが計画され、適正である。

担当委員：	下元 勲委員
作成：	事務局 小松 舞

# 農用地利用集積計画 調査書

## 1. 個人情報

	項目	住所	名前
貸し手	貸付人		
借り手	借受人		

## 2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会		議案番号	調査日
令和4年度第3回 総会		第 4-3 号	令和4年6月17日
総評	農業経営基盤強化促進法第18条第3項における要件に該当しており、許可基準を満たしていると判断できる。		
特記事項			

## 3. 法外審査

項目	調査結果	備考
中山間直接支払い事業の協定地であるか	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	

## 4. 農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号における許可要件の確認

項目	調査結果	判断理由
基本構想 第4の(1) 利用権の 設定等 を受ける 者の(受け た後に おいて)備 えるべき 要件	①効率的に利用 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の すべてを効率的に利用して耕作又は養畜 の事業を行うと認められるか。	該当する 保有機械、従事日数、農作業に従事す る家族等の状況より、効率的利用がで きるものと考えられる。
	②農作業に60日以上従事 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に6 0日以上、従事すると認められるか。 (認められない場合は、解除条 件を付けられる)	該当する 300日とされており、適正である。
	③自立意欲と能力 農業によって自立しようとする意欲と能 力を有すると認められるか。	該当する 農業専従者として自立の意欲と能力が 認められる。
	④農業従事年齢 農業経営に主たる農業従事者に青壮年 (16～60歳)の者がいるか。	該当する 借り手は、51歳であり、適正である
	⑤地域の役割分担、継続的かつ 安定的な農業経営 地域の農業における他の農業者との適切 な役割分担の下に継続的かつ安定的に農 業経営を行うと見込まれること。 (解除条件付きの場合、特に注意 して確認)	該当する 共同利用施設等、地域における役割分 担を担う計画があり、権利取得によ り、地域への農業の影響も考慮され、 安定的な農業経営が込まれると考えら れる。
基本構想 第4の (2)利用 権の設定 等の内容	①存続期間 3年(農業者年金等は10年)ただし、 栽培を予定する作目により、3年と異な る存続期間でも良い。	該当する 3年6ヶ月とされており、適正と認め られる。
	②借賃の算定基準 農地法第52条の賃借料情報等を考慮 し、当該農地の生産条件等を勘案して算 定されているか。物納の場合も同様。	該当する 問題なし。
	③借賃の支払方法	該当する 支払いが計画され、適正である。

担当委員：	下元 勲委員
作成：	事務局 小松 舞

# 農用地利用集積計画 調査書

## 1. 個人情報

	項目	住所	名前
貸し手	貸付人		
借り手	借受人		

## 2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会		議案番号	調査日
令和4年度第3回 総会		第 4-4 号	令和4年6月17日
総評	農業経営基盤強化促進法第18条第3項における要件に該当しており、許可基準を満たしていると判断できる。		
特記事項			

## 3. 法外審査

項目	調査結果	備考
中山間直接支払い事業の協定地であるか	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	

## 4. 農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号における許可要件の確認

項目	調査結果	判断理由
基本構想 第4の(1) 利用権の 設定等 を受ける 者の(受け た後にお いて)備 えるべき 要件	①効率的に利用 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の すべてを効率的に利用して耕作又は養畜 の事業を行うと認められるか。	該当する 保有機械、従事日数、農作業に従事す る家族等の状況より、効率的利用がで きるものと考えられる。
	②農作業に60日以上従事 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に6 0日以上、従事すると認められるか。 (認められない場合は、解除条 件を付けられる)	該当する 300日とされており、適正である。
	③自立意欲と能力 農業によって自立しようとする意欲と能 力を有すると認められるか。	該当する 農業専従者として自立の意欲と能力が 認められる。
	④農業従事年齢 農業経営に主たる農業従事者に青壮年 (16～60歳)の者がいるか。	該当する 借り手は、51歳であり、適正である
	⑤地域の役割分担、継続的かつ 安定的な農業経営 地域の農業における他の農業者との適切 な役割分担の下に継続的かつ安定的に農 業経営を行うと見込まれること。 (解除条件付きの場合、特に注 意して確認)	該当する 共同利用施設等、地域における役割分 担を担う計画があり、権利取得によ り、地域への農業の影響も考慮され、 安定的な農業経営が込まれると考えら れる。
基本構想 第4の (2)利用 権の設定 等の内容	①存続期間 3年(農業者年金等は10年)ただし、 栽培を予定する作目により、3年と異な る存続期間でも良い。	該当する 4年6ヶ月とされており、適正と認め られる。
	②借賃の算定基準 農地法第52条の賃借料情報等を考慮 し、当該農地の生産条件等を勘案して算 定されているか。物納の場合も同様。	該当する 問題なし。
	③借賃の支払方法	該当する 支払いが計画され、適正である。

担当委員：	下元 勲委員
作成：	事務局 小松 舞